

【目次】

- 1 〔募集〕第1回働き方改革セミナー「生産性と社員定着を両立する働き方改革」のお知らせ【高山市】
- 2 〔周知〕女性活躍推進に関する取り組みで悩んでいませんか？【厚生労働省】
- 3 〔周知〕年次有給休暇の取得しやすい環境づくりに取り組みましょう【厚生労働省】

---

1 〔募集〕第1回働き方改革セミナー「生産性と社員定着を両立する働き方改革」のお知らせ【高山市】

---

高山市では第1回働き方改革セミナー「生産性と社員定着を両立する働き方改革」を実施します。近年働き方改革が進められる中、企業の方からは「働き方改革を進めるのはいいが、生産性が落ちるのではないか。成果がでなければ経営は成り立たない」というような声をお聞きします。一方で、「働き方改革を進めなければ人材不足になるのではないか」という声も上がっています。それらを両立するためにはチームで取り組むことが必要です。

なぜ、チームで取り組めば両立できるのか、自社で実績のある経営者でありコンサルタントでもある講師が、チームビルディングの視点から「本当の働き方改革」についてお話ししていただきます。市内事業所で自社の働き方改革ご担当の方はぜひお申込みの上ご参加ください。

①開催日時

令和5年8月25日（金） 13時30分～15時30分

②会場

高山市役所 201・202 会議室（花岡町2）※人数によって変更の可能性あり

③募集人数

40人程度

④対象

市内事業所の経営者の方、人事担当の方など

⑤講師

株式会社 梶川土木コンサルタント 代表取締役 梶川 洋 氏

⑥講師プロフィール

社員全員が自分らしく強みを活かすことで双方にとってしあわせな会社になることを再現性高く実践するために、自社での経験にチームビルディングの手法を用いてセミナー講演やコンサルティングを実施。公的機関から民間の様々な業種での幅広い実績を持つ。中小企業診断士。

⑦申込期限

令和5年8月18日（金）まで※延長する可能性あり

⑧募集案内ページ

<https://www.city.takayama.lg.jp/events/1000045/1018538.html>

⑨申込フォーム

<https://logoform.jp/f/reFse>

⑩注意事項

感染症等により延期又は中止する場合があります。

○お問い合わせ先

高山市 商工労働部 雇用・産業創出課

TEL : 0577-35-3182

---

## 2 【周知】女性活躍推進に関する取り組みで悩んでいませんか？【厚生労働省】

---

厚生労働省は「民間企業における女性活躍促進事業」等で、女性活躍推進の悩みや課題を抱えるすべての企業を支援しています。

事業主、企業の人事労務担当の皆さま、支援例についてご紹介しますので、ぜひ参考にしてください。

■男女の賃金の差異の情報公表に関する好事例の公開

2022年7月から義務化された男女の賃金の差異の情報公表について、企業の好事例・インタビュー動画を掲載しています。

[女性活躍推進法特集ページ（えるぼし認定・プラチナえるぼし認定）]

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

■女性活躍推進コンサルティング支援、説明会・相談会

アドバイザーによる無料支援サービス、説明会や相談会を実施しています。昨年度は約700社を超える企業に対して個別支援を行いました。

また、男女の賃金の差異の算出方法や要因分析についても解説・支援しています。

【女性活躍促進事業の支援の詳細はこちら】

民間企業における女性活躍促進事業

<https://www.joseikatsuyaku.jp/>

○お問い合わせ先

女性活躍推進センター

TEL : 075-741-7862

---

### 3 【周知】年次有給休暇の取得しやすい環境づくりに取り組みましょう 【厚生労働省】

---

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも役立つ年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者のさまざまな事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立つ時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

年次有給休暇を上手に活用して、この夏に素敵な体験をたくさんするため、労使が一体となって、これらの導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧くださいか、お近くの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお問い合わせください。

#### ■年次有給休暇取得促進特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>

※1 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

※2 年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

○お問い合わせ先

岐阜県労働局雇用環境・均等室

TEL : 058-245-1550

#### 【メールマガジンの配信中止・メールアドレスの変更】

配信中止や配信先のメールアドレスの変更を希望される場合は、[rousei555@city.takayama.lg.jp](mailto:rousei555@city.takayama.lg.jp) あてにメールでご連絡ください。

○配信停止の場合

タイトル：【配信停止】

本 文：事業所・団体名、氏名

○メールアドレス変更の場合

タイトル：【メールアドレス変更】

本 文：事業所・団体名、氏名、新・旧メールアドレス

\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/

高山市 商工労働部 雇用・産業創出課内

高山市雇用促進協議会事務局 担当 菊池

〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地

TEL：0577-35-3182（直通）

FAX：0577-35-3167

E-mail：rousei555@city.takayama.lg.jp

\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/\_\_\_/